

D-SPORTの新規制対応マフラーは今後も安心してご使用いただけます。



交換用マフラーの事前認証制度について

交換用マフラーのしっかりとした騒音防止性能を予め確認することを目的として、平成22年4月1日以降に製作された自動車に交換用（後付け）マフラーを装着する場合、国土交通大臣が登録し、その登録を受けた機関（登録性能等確認機関）による性能等の確認と、マフラーへの「性能等確認済表示」を表示する新しい制度です。D-SPORTは、この新規制に確実に対応、今後も安心してお使いいただくことができます。

対象車両

2010年3月31日までに生産された車両



新規制対象外

今後も現在のD-SPORTラインナップ商品をご使用いただけます。

2010年4月1日以降に生産される車両



新規制対象

新規制対応商品をご使用いただく必要がございます。



同型式の車両であっても2010年4月1日以降に生産された車両は新規制対象となります。
対象車両につきましては、車検証の備考欄に新規制対象の旨が記載されますので、車検証にてご確認ください。

新規制の概要

1 騒音低減機構を安易に除去することができる構造の禁止

インナーサイレンサー等の安易に取り外し可能な消音構造が禁止となります。

2 「加速走行騒音防止性能」「消音器認証取得」の義務付け

従来の近接排気騒音の規制に加え、加速走行騒音の規制値が設定されました。

※加速騒音レベルが「82db以下」あるいは「ECE規制またはEU指令に適合」することが条件となります。

また、**加速騒音レベルが基準に適合していることを証明する認証の取得とその表示を行わなければなりません。**

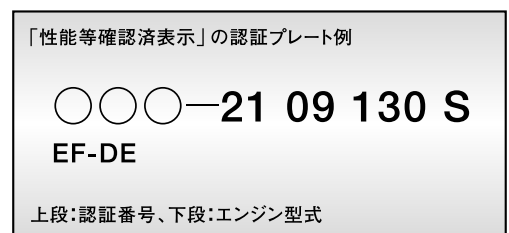
認証取得表示の種類は以下の7種類となります。

○次のいずれかの表示があるマフラー

- 純正品表示（車両型式認証を受けた自動車等が備える純正マフラーに行う表示）
- 装置型式指定品表示（自マーク）
- 性能等確認済表示（登録性能等確認機関が確認した交換用マフラーに行う表示）
- 国連欧州経済委員会規則（ECE規則）適合品表示（Eマーク）
- 欧州連合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

○次のいずれかの自動車が現に備えているマフラー

- 加速騒音レベルが82db（原動機付自転車は79db）以下である自動車等
- 加速騒音レベルがECE規則又はEU指令に適合する自動車等



D-SPORTのマフラーは「性能等確認済表示（登録性能等確認機関が確認した交換用マフラーに行う表示）」（上記参照）が必要となります。



新規制の条件を満たした消音器であっても、認証取得とその表示を行わなければ車検に通りません。

新規制対応商品一覧

車名	型式	品名	品番	税込価格(税抜価格)	発売開始時期
エッセ	L235S	スポーツマフラーType II	17400-B152	¥86,100(¥82,000)	2011年6月末頃
コペン	L880K	スポーツマフラーType II	17400-B083	¥79,800(¥76,000)	2011年6月末頃
		スポーツマフラーGTバージョンType II	17400-B084	¥79,800(¥76,000)	2011年6月末頃

※上記商品は2009年1月1日に施行されている「排気管の突出に関する規制」にも対応しております。

※リストに記載された以外の車種用の既存商品につきましては、本制度への対応は行わず、2010年3月31日までに新規登録された車両専用商品として継続販売させていただきます。

※新車種につきましては、新規制対応品として開発を行います。